平成２７年（フ）第２号
奈良県五條市岡口１丁目８番23号
債務者　松井ゆかり
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第２３号
岡山県倉敷市連島町鶴新田748番地　梶房借家５号室
債務者　相賀　明子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
高知市神田23番地１　船岡団地Ｒ５―203号
債務者　依田　敏夫
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８号
高知県香南市野市町東佐古360番地41
債務者　佐竹　敏幸
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２７号
北海道上川郡鷹栖町北１条２丁目６番11―１号
債務者　貝塚　直美
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
北海道旭川市忠和８条５丁目４番21号　オーベルジュ８―102
債務者　鈴木　梨乃（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８号
北海道旭川市神楽岡２条５丁目１番２号　ゴリラ105号室
債務者　大西　真二
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３３０号
東京都江東区永代２丁目34―11―503
債務者　宮本　浩司（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３３８号
東京都練馬区関町北１丁目23―18―503
債務者　鈴木香代子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３５９号
東京都足立区大谷田１丁目１―１―416
債務者　松田　敏子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３７０号
神奈川県横浜市神奈川区入江２丁目18―19―203
債務者　有馬えり子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３８６号
東京都大田区久が原２丁目25―９―102
債務者　布施由希子（旧姓笹島）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３８７号
千葉県柏市十余二579―４―101
債務者　間中　健治
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３９０号
東京都足立区西新井７丁目11―８―1303
債務者　小林　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４００号
東京都府中市宮西町３丁目８―１―822
債務者　知久間　猛
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４０１号
東京都八王子市宇津木町628―303
債務者　山本　卓磨
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部